

報道機関各位

新潟市教育委員会

教職員の懲戒処分について

このことについての問合せは、本日午後4時から午後6時までにお問い合わせいたします。

記

1 処分内容

被処分者

市立中学校 技能労務職員 40歳代 男性

処分の量定

停職1月

非違行為の概要

平成31年4月～令和7年10月までの間、申告していた交通手段を偽り、自家用車での送迎が常態化していた。これにより、総額1,126,080円の通勤手当を不正に受給した。

被処分者

市立小学校 教諭 30歳代 男性

処分の量定

戒告

非違行為の概要

令和6年10月、学級担任が、アレルギー対応マニュアルに記載されている確認を怠り、被害児童が、アレルギー食材の使われているおかずを誤食した。被害児童は、病院に救急搬送され、1日入院した。

2 処分年月日

令和8年3月23日

問合せ先

学校人事課 課長補佐 相馬 直子

直通電話 025(226)3234